

第2予算審査特別委員会（第2日目）

H26.3.14（金）10：00～

第一委員会室

開 会 10：00

委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

質疑をお持ちの方、また答弁につきましても簡潔にご答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

議案第3号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

委員長

それでは、議案第3号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計予算について説明を求めます。

高瀬技監

（議案第3号を説明する。）

伊藤主幹

（議案第3号の詳細を説明する。）

委員長

説明が終わりました。

これより関連議案第29号を含めて一括質疑に入りたいと思います。質疑ございますか。

窪之内

それでは、通告してありますので、順番に沿って質疑を行いたいと思います。募集停止をしている団地、政策空き家を除いて空き住宅がある団地とその戸数、またその原因と対策についてお伺いいたします。また、今現在住宅のあき待ちで登録している人数もあわせてお伺いしたいと思います。

240、241ページ、1款1項3目駐車場使用料で、関連議案の第29号との関係ですが、月額料金が改正になるわけですけれども、入居者への通知時期と手段についてお伺いいたします。あと、駐車場の滞納繰り越し分もふえているのですが、滞納者へのペナルティーの有無、団地によって若干、駐車場管理組合のようなものをつくってやっているのだと思うのですが、その辺も含めてペナルティーについて押さえているところがあれば、お伺いしたいと思います。

240、241ページの2款1項1目の住宅事業費補助金の家賃対策補助金ですが、見晴団地、特公賃です。先ほどもルール分と言っていたのですが、基礎となる数字は何に対してのパーセントだったのか、年々減ってきているので、ルールの基礎となるのは何をもとにしているのかお伺いしたいと思います。

246、247ページの市営住宅の管理費でお伺いしますが、道営住宅の消火器の更新が補正予算で可決されましたが、市営住宅の消火器の法的な配置基準と配備の実態及び多分消火器も耐用年数があるのだと思うのですが、そうした更新計画についてお伺いしたいと思います。

道営住宅の管理が変わるということで、入居者にとっては何かあったときの修繕とかについてはこれまでは管理している市に言ってきたのだと思うのですが、そういった管理の方法が変わったり連絡の方法が変わったというのを入居者にお知らせする責任は多分道のほうにあるのかなと思うのですが、どこがそれを行うのか、そういった入居者への通知の時期というのはいつになるのかお伺いしたいと思います。

次、248、249ページの1款2項1目公営住宅建設費にかかわってなのですが、新しいストック総合計画と長寿命化計画が出されましたが、お風呂がない唯一

の団地である江南団地の建てかえは私の資料の見間違いがなければ平成38年からの入居となっていますが、お風呂がない唯一の団地を、38年ですからまだ12年間あるわけで、何らかの対策を検討する計画があるのかお伺いいたします。その計画によると、耐用年数を超えた簡易耐火平家建てが平成21年度で772戸あると計画はなっていますが、これらを含めて実際には使用していかねければならない現状なわけで、当然長寿命化計画に基づく改修というのは緊急性を持つのですが、長寿命化工事が248、249ページの中でその工事を見ていると先ほど説明がありましたけれども、新年度におけるこの計画に基づく改修内容についてお伺いしたいと思います。

次に、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申し立て等についてに関連しての質疑です。年に何回かこの調停の申し立てが専決処分で出てきますが、実際に調停を申し立て、調停に至らない場合の明け渡し、強制明け渡しというのが完了するまでに時には家具や家財の保管を市の責任でやらなければならない。そのために保管料が何十万円もの経費を要することもあります。こうしたことに係る一定額を予算に計上しているのかお伺いいたします。また、調停開始から実際の明け渡しまでにかかる期間についてはどの程度を予定されているのかお伺いします。今現在で滞納の状況がわかるわけですから、新年度調停の申し立てを実際にもう既に検討している件数があれば、お伺いいたします。それと、調停から明け渡しまでに要した経費で入居者が負担すべき金額があると思うのですが、そうした金額の今までの未納金額の総計と収納対策についてお伺いしたいと思います。

次の議案第29号に関してですが、第29号では入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときは迅速に明け渡し請求ができることになったわけですが、現在の入居者でそうした対象となる入居者または同居者の有無についてお伺いしたいと思います。

林副主幹

まず、順番に回答したいと思います。

空き住宅がある団地と戸数、その原因と対策、それとあき待ちの人数ということなのですが、2月末現在、滝の川27戸、江南19戸、北辰13戸、開西9戸等です。合計で102戸の空き住宅があります。それから、待機者ですけれども、同じく2月末現在で東町団地が37件、それと江陵団地が21件、駅前団地さかえが19件、ほか合わせまして計119件ございます。それで、団地の空き戸数につきましては、平成15年度までは30戸以下で推移しておりましたけれども、その後徐々に増加しまして、平成24年度の当初には50戸程度になりました。それから、平成24年10月より急激に空き戸数が増加するようになりまして、平成25年度の年度当初には80戸程度になりました。現在まで空き戸数は増加しておりまして、年明けから100戸を超える状況になっております。空き住宅がある主な団地につきましては、滝の川団地、江南団地、北辰団地、開西団地の各団地となっております。待機者がなく、すぐ入れる団地として紹介している団地となっております。それから、開西団地につきましては、平成23年度までは空き住戸がほとんどない状態でしたが、現在は10戸近くの空き住戸が発生しております。それから、滝の川、江南、北辰の各団地につきましては、平成20年度以降新規入居者が極端に少ない状況になっております。滝川市の公営住宅入居者につきましては、長年同じ住居に住まれ、高齢化が進んでおりまして、単身高齢者となり、高齢者施設に転居していく傾向も強まっている状況でござ

います。それから、滝川市内にはしゃれた民間アパートの建設も過剰なまでに供給される傾向もございまして、若い方についてはそちらに流れたり、住宅の紹介時に住戸内を実際確認してもらった際に、間取りとか室内状況が自分が思い描いていたものと反していたという理由でなかなか入居が見られない状況となっております。また、このような傾向から、今回の計画見直しでも管理戸数の加減修正を行ったところでございますけれども、平成30年度の次期計画策定に向けまして、さらに注視していかなければならない状況となっております。それから、滝の川、江南、北辰の各団地は住戸が古く、高齢者にとっては買い物や病院といった生活利便性に欠け、敬遠される要素となっているようです。それから、魅力的な団地への建てかえにより新たな需要を期待することができる可能性もあるかと思っておりますけれども、建てかえにはまだ相当の年数が必要な状況と判断しております。

駐車場使用料につきまして月額料金改正の入居者への通知時期と手段ということでございますけれども、2月25日付で財政課長通知によりまして3月1日以降改定に関して市の各対象施設の利用者に対しまして、議決前であり、あくまでも予定として事前通知するように指示がございまして、市営住宅に関しましては3月4日付にて、各団地の住宅管理人を通じまして各戸に通知文書、お知らせの配付をいたしました。

それから、滞納者へのペナルティーの有無ということでございますけれども、まず強制執行による明け渡しが一番のペナルティーと考えておりますけれども、それ以外に挙げますと、1つ目に入居承継の手続きができない。それから、2つ目に車庫証明、それを発行できないということが挙げられます。

それから、家賃対策補助金の関係でございまして、特定公共賃貸住宅につきましては中堅所得者向けに整備された住宅でありまして、家賃は本来は近傍同種家賃が標準でございまして、法の規定によりまして、入居者の居住の安定を図るために公営住宅の例のように入居者からの申請に基づき、所得に応じ家賃を減額することが認められております。当該補助金の目的につきましては、この差額の一部を助成するためにございまして、この決まりなのですが、10月1日現在入居中の住戸が補助対象となります。各対象住戸ごとの近傍同種家賃と補助金交付要綱に定めます入居者負担基準額との差額の合計の2分の1が補助額となります。この補助金交付要綱に定めます入居者負担基準額につきましては、計算ルールがございまして、年々上昇するように決まっております。近傍同種家賃とその差額が年々減少するために、補助金額は年々減少していくという仕掛けになっています。

市営住宅の消火器配備基準と配置の実態及び更新計画についてでございます。市営住宅につきましては、消防法の規定に基づきまして共同住宅に分類されます。延べ床面積150平方メートル以上の住宅において消火器の設置義務が生じます。各階ごとに防火対象物の各部分から歩行距離で20メートル以下となるように設置が義務づけられております。各市営住宅につきましては、その規定のとおり配置しております。また、消火器を初め、消防用設備に係る点検につきましては、点検資格を持った総務課の施設管理専門員により年2回の点検を実施してございまして、消火器の更新につきましてはその施設管理専門員による更新計画及び点検結果に基づき予算措置をし、行っております。

あと、調停を申し立て、明け渡しが完了するまでに予算計上をどのぐらいして

いるかということでございますけれども、平成26年度予算に計上された内容につきましては、調停に係る部分で切手、印紙代としまして3万2,150円、訴訟に係る分の切手、印紙代としまして4万9,020円、それと明け渡しに関しまして印紙代ですとか裁判所に預ける予納金としまして合計120万2,250円、合計しまして128万3,420円を計上しております。

調停開始から実際の明け渡しまでにかかる期間でございますが、個々のケースによりさまざまでございますけれども、最短で手続が進んだと仮定しまして大体4カ月程度かかります。その内容でございますけれども、調停申し立てから調停期日までの期間でおよそ1カ月、それから訴訟申し立てをしましてから口頭弁論期日までの期間がおよそ1カ月、それから口頭弁論期日から判決に至るまでに1週間、それから判決が出てから判決が確定するまで、判決の送達から2週間程度、仮執行宣言が付されますとすぐに可能ということでございますけれども、明け渡し申し立てから予納金振り込み、それから強制執行日までに至る期間がおよそ1カ半月程度で、4カ月程度かかります。

それから、新年度に調停の申し立てを検討している件数でございます。現在6件検討中でございます。ただし、今後の納付状況等によって増減いたします。それから、入居者が負担すべき金額のうち未納金額の総計と収納対策ということでございますけれども、平成25年度現在及び過去10年分をちょっと集計してみましたが、強制執行の費用につきましては計20件で、金額にして375万7,956円となりました。市内の方に対しましては、年1回から4回程度訪問しまして納入の催促をしております。また、市外の方につきましても、年1回程度訪問しておりますけれども、よっぽど遠いところ、遠隔地についてはちょっと難しいところもございます。それから、強制執行後、高齢により老人介護施設に入所、または生活保護受給、居所不明、母子と対応の難しいケースが多く、大変苦慮しているところでもございます。また、平成25年度からは、強制執行に至る前に支払い督促の申し立てを行ったり、連帯保証人に対しては従前より一層通知等による接触を図っておるところでございます。

最後、暴力団であるということの対象となる入居者、または同居者の有無ということでございますけれども、まず平成21年1月1日から、暴力団員による市営住宅等の使用制限に関する協定に基づきまして入居ですとか審査時において暴力団員であるか否かを警察に照会しまして、その回答を得ております。過去の状況でございますけれども、過去には2件対象者がおりましたけれども、いずれも入居を不許可としております。また、その2件以降、現在のところ新規入居者、また同居者に関しましては暴力団であるという旨の回答は警察からはございません。

三吉副主幹

江南団地の建てかえが平成38年度となっておりますけれども、何らかの対策を検討する計画はというご質問でした。ストック総合活用計画と長寿命化計画につきましては、今回平成30年までの軽微な計画の変更、見直しを行いました。軽微な計画の見直しの中では、団地の建てかえを早めたいということ念頭に置き、財政的なシミュレーションをしながら計画を見直さなければならないということで進めました。市営住宅の早期の建てかえをするために、木造住宅を導入するというので早められるのではないかと検討したところでありました。財政的にかなり厳しいことから、建てかえスピードを上げることはできませんでした。また、建てかえを予定している団地の修繕につきましては、居間の木製

サッシをアルミサッシに改修する部分的な断熱改修、また屋根の塗装につきましては定期的に行ってきております。また、入居者からの修繕の連絡がありましたら、これまでどおり一般修繕を行ってまいります。

耐用年数を超えた簡易耐火平家建て住宅の新年度の改修内容はどういうご質問でした。平成26年3月末には簡易耐火平家建ての戸数は718件となっております。長寿命化計画では、耐用年数を超えた簡易耐火平家建て団地と中層耐火住宅団地の2つに区分しております。それぞれの計画修繕の方針を定めております。平家建て住宅につきましては、経年劣化により傷んだ部分、主に屋根についての修繕を中心に部分的にローテーションを組んで実施してまいります。建てかえを迎えるまで修繕工事を行っていくものとします。平成26年度の計画修繕につきましては、滝の川団地と東滝川団地の屋根塗装工事を予定しております。25戸分ということで400万円を計上しております。

林副主幹

道営住宅について正式に決まった後の通知の関係でございませうけれども、道議会が今月の20日にございまして、そこで正式に議決された後に道のほうから通知が来ると思われます。

委員 長
林副主幹

今の答弁が質疑の内容とかみ合っていないかと思いますがいかがですか。どちらが配付するかということにつきましては、20日の議決後に道と協議しながら決定したいと思います。

窪之内

実際には119件の待機登録者がいるけれども、空き団地とは希望が合わないということだと思うのですけれども、希望が合わないのは遠いとか、交通の便とか、いろんなことがありましたが、滝の川団地でいえば27戸というのは65歳以上の方たちの団地ではなくて、ばらばらにあきになっているということなのか、例えば4階、エレベーターがついていないですから4階の部分ということになっているということであれば、対策の仕方もいろいろ違ってくると思うのです。滝の川団地でいえば、市内バスも通っているわけですし、そういう意味で119件の人たちの希望を満たすということに余り重きは置かないということなのかなと思うのです。さっき民間の住宅もあるということなので、管理戸数の減という方向に持っていくということなので、そういう点で見ると、こうした空き住宅に入ってもらふ対策ということについては余り今後とも考えていかないという方向をとろうとしているのか伺いたいと思います。

それと、江南団地なのですけれども、結局木造住宅の導入も検討したけれども、それによって早めることはできなかったということであれば、かなりの期間お風呂がないということで、江南で見たら19戸ですから、19戸というのはお風呂がないあきが多いと私は思うのですけれども、そういう点で見るともっと突っ込んだ対策が必要なのかなと。なかった団地には共同浴場を設置してきているという経過があるのです。それで、改善センターのお風呂の入浴は可能なのですけれども、それも月5回になるのか、6回になるのかな、そういう日程的な問題もあって、私はもっと積極的にそこのお風呂についての対策について新年度ぜひ改めて検討してほしいと思っているのですが、その検討をするか回答を求めたいと思います。

それと、道営住宅ですが、3月20日に議決した後道と協議するということなので、ぎりぎりだなと思っているのです。そういう点では、新年度の住宅使用料、それも今度でいえば新しく管理したところから送るということになるのだと思うので、今の時点で、例えば3月20日の議決を待たなくても、議決された後ど

うするのですかと道に聞けばわかると思うのです。市が行わなければならないことは事前に準備をしておくとか、入居者から見たら突然という形になると思うので、万全な対策をそういう意味でとっていただきたいと思うので、その回答をお願いしたいと思います。

林副主幹

あと、調停との関係なのですが、予納金というのは実際には訴訟が終わったら戻ってくるものなのか、予納金の取り扱いについてお伺いいたします。

佐藤主任主事

道営住宅のお知らせの関係ですけれども、先ほどの答弁に抜けていましたが、3月7日付で道からの指示によりまして事前に、予定でありますというお知らせは入居者に対しては配付済みでございます。

伊藤主幹

予納金の取り扱いについて回答いたします。

予納金というのは、明け渡し、強制執行を行うときにその費用として裁判所にあらかじめ納めておく金額になりますので、強制執行の程度にもよりますけれども、使い終わった後は戻ってまいります。

まずは、空き住宅の対策の問題なのですが、正直言いまして23年まではほとんどあきがそんなに目立つほどなかったという状況で、ほかの赤平とか夕張とかは相当あきがあったので、大変だなとは思っていたのですが、滝川も本当に24年から急激に空き家がふえてまいりまして、正直言いまして、今回軽微な計画の変更、見直しをしたときには余り空き住宅の対策は意識しておりませんでした。今回委員からもご質疑いただいて、改めてかなりの戸数あきがふえているという状況で、それがかなり継続的に急激にふえているというところもありますので、何らかの対策を今後考え方をまとめていかなければいけないかなと考えております。すぐにどうこうするという話にはならないかもしれませんが、継続的に対策を検討してまいりたいと考えております。

それと、江南団地の関係ですけれども、浴場は設置させていただいていないのですが、改善センターのほうにお入りいただくということで、3年前ぐらいに改善センターの浴室を改修させていただいて、ご利用いただいているという状況で、今はそういうことで運用させていただいておりますが、今後早期に浴場を設置しなければいけないという話はなかなか難しいと正直思っておりますけれども、なるべく利便性が少しでもよくなるように、協議は入居者の方の対応を含めて進めさせていただこうかと思っております。

窪之内

空き住宅対策のことで、新十津川が住民をふやす対策として農協に無償で賃貸をして、地方から通ってきている人を新十津川の住民とするためにということで4戸。だから、そういうふうに公住を使うのがいいのかどうか、法的に公営住宅法との関係で私もちょっと疑問はあったのですが、そういう点では空き住宅の対策として、今まで認めていたのかどうかわからないのですが、例えば地方から来る人で地方の公営住宅に入っているような人たちであって、滝川に転居したいので公営住宅を申し込むということをもし認めていないのであれば、こうやって空き住宅があるときであれば、そういうことも可能なのか、その辺わからないのですが、例えば滝川の住民をふやす対策のために空き住宅をふやすということも可能性としてはある。例えば空き住宅を限定として、不便だと言われている空き住宅に入ってくれるのであれば、何らかの対応をして入ってもらうということも可能なのかなと思うのですが、聞きたいのは公住をそうした形で一定の民間企業に無償賃貸するようなことが公営住宅法との関係で大丈夫なのかどうかと、空き住宅の検討については今言

伊藤主幹

ったようなことを今後の方向で考えてほしいと、それは私の要望なので、聞いていただければと思うので、住宅法との関係だけお伺いします。

空き住宅対策については、委員のおっしゃられるとおり今後検討を進めてまいりたいと思っていますところです。

それと、新十津川の事例がございましたけれども、一般の公営住宅を民間企業に貸し付けるというようなことは公営住宅法上できないと思います。一応そういうことで、時代もいろいろ含めて今後も検討を進めたいということを考えております。

それと、転入の問題ですけれども、他市町村で公営住宅に入っている方が滝川市の公営住宅に転居してくるのは可能でございます。

委員長
渡 辺

ほかに質疑ございますか。

それでは、まず241ページ、先ほども窪之内委員からもありましたが、99パーセントの住宅使用料の納入ということではいいのですが、金額的には大きくないかもしれませんが、それでも繰り越し分が連鎖的にずっと毎年起きていると、この連鎖をとめる施策。悪質な状況とか、そういうことを発表してもらえばと思っております。

次、249ページの建てかえ、先ほどからのことではありますが、ことしは東町団地の2期工事ですが、市政執行方針に緑町団地の建てかえ計画ということが始まると、こういうことでございますので、もう少しその計画の概要を、私は経済建設常任委員会のほうに出ておりませんので、その概要をもう少し、ここで発表できる場所をお願いしたいと思います。今後緑町団地の入居者との話し合いを持たれると思うのですが、その話し合いはどのように考えているかということで、この概要と話し合いの計画。それから、建築に取りかかる具体的な概要、戸数とか、27年度に一気に五十数戸とかと言っていますが、そんなにはできないから28年度に分けるとか、そういう建築の年度がわかれば、概要で結構です。それを発表してもらえばと思っております。

諸費のほうになりますか、公課費、252、253ページのところに消費税納付金が58万円余りあるのですが、消費税8パーセント、5パーセントとの関連、これはどのようにしているのか伺います。

佐藤主任主事

私からは、滞納者への対策についてお答えしたいと思います。

現在も裁判所への調停申し立て、それから訴訟提起、最終的には強制執行での明け渡しというのをやっておりますが、それにふやしまして25年度からは支払い督促ということで、より債権差し押さえ等に結びつくような形で進めております。あとは、連帯保証人に対しての請求もより一層強めてまいりたいと思っております。

三吉副主幹

緑町団地についてご説明いたします。

この団地は、東町団地、緑町団地、東団地の統廃合を兼ねて建てかえを予定しております。緑町団地につきましては、平成28年度に14戸、平成29年度に14戸、平成30年度に12戸、平成31年度に18戸、全9棟58戸と計画しております。建物の規模につきましては、木造で2階建てを予定しているところです。入居者の説明に関することなのですが、昨年5月17日に入居者への説明を行いました。それで、そのときは9棟41戸ということで説明していたところなのですが、今回のストック総合活用計画の変更に伴い、9棟58戸にふやしました。この計画をもとに今後基本計画、実施設計、建設と至るところなのですけ

れども、その前に建てかえの順序を決めますので、入居者説明会を今後行いたいと思っております。

林副主幹 消費税納付金の影響額ということなのですが、仮に5パーセントで計算した場合には37万2,800円となりまして、差額につきましては影響額は21万4,500円となります。

渡 辺 それでは、緑町団地について、木造の2階建てということで、住民の集会では2階建てはちょっと難があると、とても上がれないというお年寄りがいて、そういう意見もあったのですが、東町団地ができたから行きなさいと言っても、実はほとんどの人が残りたい、住み続けたいという、それが物すごく多いので、したがってそのことを十分考慮されて、2階建てとか、それから一番今問題になっているのは除雪機が入るときに大型除雪機が入らない。だから、間隔、これがどのようになるかということも今後十分検討してもらいたいというようなことで、そういう事柄を細かく団地の方々とか町内会と話し合い、戸数とか2階建てのことまではわかったけれども、細かく。狭いから、前のところと後ろのところでお互いに除雪時にけんかもあり得るということで、間隔とかいろんな問題、料金の問題とか、住み続けたいということが大原則のようでございますので、そういうことで話し合いをずっと続けてもらいたいと思っておりますが。

委員 長 渡辺精郎委員、今の質疑の内容につきましては、平成26年度予算ということですが、今の内容でいくと平成28年度以降ということですし、さらに今の意見というのは要望関係であって、答弁の中で先ほど今後住民との話し合いを積極的に進めていくということで答弁いただいているので、特に再答弁は必要ないと思っておりますが、どうでしょうか。

(何事か言う声あり)

委員 長 それでは、意見としてお伺いしておきます。
ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 質疑がないということで、質疑の留保はなしということで確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 質疑の留保はなしと確認いたします。
以上をもちまして議案第3号及び関連議案第29号の質疑を終結いたします。
それでは、次の審議に入る前に10分間休憩いたします。再開は11時5分からといたします。

休 憩 10:55

再 開 11:07

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第7号 平成26年度滝川市下水道事業会計予算

委員 長 議案第7号 平成26年度滝川市下水道事業会計予算についての説明を求めます。
(議案第7号を説明する。)

大平部長 (議案第7号の詳細を説明する。)

千葉室長 説明が終わりました。

委員 長 これより関連議案第9号、第32号及び第33号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

それでは、質疑を行います。

399ページの注記の関係で改定後の地方公営企業法の会計基準のことについて、通告もしているのですけれども、改正のポイント、メリットというよりも、病院事業会計で同じようなことを聞きましたので、私たち委員はこの改正によってどこをどう見たらいいのか、そういう視点を、改定になったことによって、こういうところを見ると、見る者にとってこういうことが明らかになるのだということを聞いたほうがすっきりするのかなということで、そういう視点で伺いたいと思います。次に、病院事業会計では法定福利費引当金繰入額が計上されていたのですけれども、下水道事業会計では法定福利費は計上されているのですけれども、引当金の繰入額は計上されていないので、これはなぜなのかということをお伺いしたいと思います。

次、402ページ、1款1項4目水洗化促進費の関係ですが、水洗化できる区域だけでも、水洗化に至っていないということで、一戸建てと集合住宅がそれぞれあると思うのですけれども、その対象戸数と水洗化への切りかえを促すための取り組み計画についてお伺いしたいと思います。

次、403ページ、1款1項6目業務費の水道企業団への検針等業務等なのですが、先ほど説明はあったのです。ちょっと聞き漏らしていたので、減額計上となった理由について何かが終わったからと言ったと思うのですが、改めてお伺いしたいと思います。

次、合併浄化槽なのですが、農村部中心に対象戸数があると思うのですけれども、残念ながら普及を期待できないというところももう既にあると思うのです。それで、対象戸数と普及目標としては何パーセントまで担当所管としては考えられているのかとその戸数に向けた普及のための取り組み計画についてお伺いしたいと思います。

最後ですが、ゲリラ豪雨対策ですが、異常気象でゲリラ豪雨の頻度、これが年1回とかでない形で起こる可能性が今後ふえてくるのかなということで、計画的にそれに対応した管渠や中継ポンプ場の修繕や更新が必要だと思っているのですけれども、対策すべき管渠やポンプ場の数や距離数、箇所数と実施計画についてお伺いしたいと思います。

まず、法改正に伴いましてどのような点が財務諸表上見るポイントになるのかというお話なのですが、394ページの貸借対照表をごらんいただきたいと思います。まず、平成26年度末の予定貸借対照表でございますが、こちらに示されております固定資産、この固定資産の部分が大きく変わってきております。従前であれば、国庫補助金等を財源とした資産については減価償却がされておりましたので、その部分は取得資産の価格のままずっと、昭和44年に開始されたのであれば、今に至るまでずっとその価格が載っていたわけなのですけれども、全額償却されることによりましてそれらの平成25年度分までの減価償却費というものがきれいに整理されまして、資産から控除されることによって実際の資産の正味価格がわかるようになったというものであります。これが1点です。次に、借入資本金というものが従前は資本金の中にあっただけなのですけれども、こちらが負債計上されることによりまして、負債というのはそもそも自己資金とかいうものではなくて、将来的に会計外部に流出する資金であるということですので、それが容易にわかるようになったというものであります。最後に、引当金の計上なのですけれども、これは将来発生する費用なのですけれど

も、それについてはその原因、発生原因になっている期間損益の収支に含めて決算されることとなりますので、正確な期間損益を示す、そういった財務諸表になる。民間に非常に近づいてきて、他の事業と経営状況を比較しやすくなるというものであります。

次に、法定福利引当金の繰入額の計上でございますけれども、こちらにつきましては下水道会計では賞与引当金の繰入額をしておりませんので、引当金の繰入額に対する法定福利費の引当金の繰入額ということになりますので、賞与引当金をしていない関係で発生しないというものであります。

最後に、水道企業団への業務費の予算計上の関係なのですが、25年以外の予算計上につきましては業務委託契約をしております検針業務ですとか賦課業務、収納業務に対しての費用だけが計上されておまして、25年度はそれに加えて使用料システムの改修が1年限りでありましたので、その費用が上乘せになって膨らんでいるものであります。

遠藤主任主事

水洗化促進費のことについてご回答いたします。

水洗化促進費につきましては、くみ取りトイレを水洗化するための改造資金として52万円を限度とした貸し付けを行っておりまして、その手数料等として促進費を計上しております。ご質疑のありました集合住宅や一戸建てのそれぞれの未水洗化戸数なのですが、細かい数字は現在把握しておりませんが、現在の水洗化率は93.4パーセントとなっております。下水道処理区域内の戸数で割り返すとおおむね1,300戸程度と考えております。水洗化の促進につきましては、市の公式ホームページや指定工事店などを通じまして先ほど申し上げました貸付制度のPRを行っているほか、水洗化に係るパンフレットを作成しまして必要などころに配るようにはしております。ですが、既存家屋の水洗化には多額のお金がかかることから、家屋の老朽化によって今すぐに水洗化できないですとか、あとは老人の世帯でお金が出せないとか、そういった状況がありまして、なかなか93.4パーセントから一気に大きく上がるような進捗は見込めない状況であります。今後ともPRに努めてまいりたいと思っております。

合併浄化槽の対象戸数と普及目標率についてなのですが、対象戸数についてはおおむね810戸程度と把握しております。普及目標率については、今のところ具体的には設定しておりませんが、近年6基から8基ぐらいの申請で推移しておりまして、26年度につきましても例年同様に8基ということで予算の計上をさせていただいております。普及のための取り組みといたしましては、水洗化促進と同様に公式ホームページや指定店を通じて、またパンフレットをつくったりしてPRを行っている状況であります。

山崎副主幹

ゲリラ豪雨の対策についてご説明いたします。

下水道事業による汚水の排除につきましては、処理区域内の人口と、あと事業所から排出される汚水の量によってその計画が決まってきます。そのことから、ゲリラ豪雨に伴ってポンプ場だとか放水管の管渠を増強するという事は考えられません。それで、ここ数年起きてきている現象としましては、ゲリラ豪雨によりまして大量の雨水が合流管あるいは汚水管のほうに浸入してしまいまして、流域下水道の幹線の流下能力を超えてしまっていて、そのことによって緑町だとか、あと有明町、あと扇町、泉町の一部で汚水が流れづらいついて、そういった現象が発生しています。その対策としまして、少しでもこの事態を緩和するために、平成23年、24年度で5カ所ほどバイパス管を組みまして、汚水の分散化を

図っています。幸いにも平成25年度につきましては汚水が流れないという事態は一件も報告されていません。また、地道な作業になりますけれども、汚水が流れないという事態をこれからなるべく回避するために、平成24年度からマンホールから浸入する雨水の防止策に取り組んでいます。平成26年度予算におきましても、402ページの1款1項1目、委託料の中に浸入水調査業務として約40万円ほど計上しておりますので、そういったことで少しずつでもそういった対策を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

窪之内

1点だけなのですが、水洗化と合併浄化槽なのですけれども、実際には進捗で見れば余り期待できないということなので、自然的に任せていると。そういうPRとかパンフレットとかがあってもなかなか、実際としてはそれに応えられるということで見れば、水洗化のほうは余り期待はできないけれども、合併浄化槽にしては8個ぐらいだと何とかやっつけていける状況はあるのかなということ、それによる下水道会計のメリットは特段ないということなのかなと。メリットということでは対象住民の快適な生活ということであって、会計そのものにはこれが進むことで大したメリットはないと理解していいのかなと思うのですけれども、確認をお願いいたします。

遠藤主任主事

浄化槽につきましては、下水道処理区域外の住民の方に対しても同じように水洗便所を使えるようにということで取り組みをしておりますので、実際に浄化槽がふえることによって会計上のメリットということでは全くありません。

委員長
渡辺

ほかに質疑ございますか。

ただいまのゲリラ豪雨に関して、私はゲリラ豪雨と言わないで、ただの大雨でもいいのですが、386ページの流域下水道管理費1億幾らほどあるのですが、大雨であふれた地域があったわけです。緑町もそうです。マンホールをはぐつたら、すぐそこまで泥水が流れていたのですが、ゲリラ豪雨であふれたときだけではなくて、大雨が降ったとき、こういう費用で、管理費であふれる前にちょっと点検してみると、ゲリラ豪雨でなくてもあそこは大雨の後はそのようにすぐたまると思うのです。その管理費の使い方、点検できないかどうかということで伺います。

山崎副主幹

今ご質疑のありました流域のほうの管理費というのは、要は6市4町から発生します汚水の処理に要する費用でございます。委員のお話がありましたゲリラ豪雨にかかわらず、そういった対応につきましては滝川市のほうでも雨の予測がありましたら現地のほうに行きながら、ポンプの設置用意だとかいろんな対応はしておりますので、引き続きそういった対応をしながら現状を確認して進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長
大谷

ほかに質疑ございますか。

401ページのところにディスポーザーのことが下水道使用料のところ書かれておりますが、昨年より若干予算がふえているのか、収入の予算がふえてはいるのですけれども、市としては合併浄化槽に余り会計メリットがないというふうなお話もあったのだけれども、これについてもそんなにないのかなと思うのです。ふやそうとして取り組んでいるのか、PR等をやっているのか、その辺を伺いたいと思います。

遠藤主任主事

ディスポーザーにつきましては、積極的にPRをするということではなくて、生ごみを出している方との料金のバランスですとか、そういったことを考えて制度化したものでして、積極的に普及を促進していくという立場にはございま

せん。それで、近年大体1基から5基ぐらいの年間の申請で推移しておりまして、平成25年度末で84基ついております。水洗化戸数から考えると大体0.4パーセント程度の普及率ということになっております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上をもちまして議案第7号及び関連議案第9号、第32号、第33号の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:45

再 開 11:47

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第6号 平成26年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

委員長

それでは、議案第6号 平成26年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算についての説明を求めます。

大平部長

(議案第6号を説明する。)

千葉室長

(議案第6号の詳細を説明する。)

委員長

説明が終わりましたが、時間がお昼となりましたので、質疑だけお受けして午前中の審議を終了いたします。それでは、質疑ございますか。

窪之内

それでは、総事業費規模の想定額、清水議員の質問のときにも金額は出ていたのですけれども、その金額というのはどこまで含んでいる金額なのか。土地区画整理事業の大きな流れはわかるのですけれども、そういう中で例えば公共下水道とか上水とか、いろいろなことが必要だと思うのです。そういうのも含めた総事業費みたいなことの規模をお伺いしたいということと、そういう中で一体滝川市の費用負担というのはどれぐらいになるのか。

2番目は、事業を進める際の収入源となる市債、一般会計繰入金、国庫支出金の割合についてですが、当然業務や工事によつての違いがあると思うので、主な内容についてご説明をいただきたいと思います。

3番目ですが、371ページ、1款1項1目13節委託料、委託として4件の委託料が計上されていますが、委託方法、方式についてお伺いしたいと思います。その委託の中で青写真ができてくるのだと思うのですけれども、その時期とか、青写真をつくる上で地権者の意向反映の機会があるのかお伺いしたいと思います。

4番目ですが、議案第20号についてですが、第20号の施行条例の第4章、土地区画整理審議会についてです。その第9条で、審議会の設置、法に基づく設置ですが、諮問機関としての役割と権限はどのようなものか。第10条、委員の定数ですが、委員は宅地所有者、借地権者の合わせて8人で委員となっていますが、それぞれの人数、宅地所有者、借地権者の人数についてお伺いしたい。それと、市長が選任する学識経験を有する者とはどのような資格や知識を有する者なのか、またその選任は市内外を問わず選任できるのかどうかお伺いしたい。第12条の立候補制についてですが、立候補者数が委員数を下回った場合の対応及び法第58条第1項の規定による選挙とは、その選挙の具体的方法についてお伺いいたします。

委員 長
渡 辺

ほかに質疑ございますか。

それでは、この特別会計を設置して実施しなければならない理由について、一般会計で都合の悪い理由、これを説明していただきたいと思います。

2点目、チーム滝川に反する1人担当者についてご説明してください。一般職1人を配置する計画ですが、チーム滝川とって1人担当というのは心細いものとはなりませんか。

3点目です。無駄なつぎ込み予算ではないかということで、3億3,000万円程度という当初のふれ込みから今は4億6,000万円程度に膨らんだ予算というのは、議会とか市民に対する約束がまるっきり違ってきているのではないかということでもあります。

4点目です。地方債について、ことしの起債1,530万円ということですが、今後の起債の予定をお知らせください。

5点目、議案第20号に関してですが、1つ目、条例の内容というよりも、この事業に限って施行条例をつくらなければいけない本当の理由、これをご説明願います。2つ目、条例の内容を読むと審議会とやらが出てくるのですが、要するに地権者が多くて連絡もとれない、返事もない、したがって結果的には地方公共団体の条例にある審議会の強制力で処理しなければならなくなったときを予測しての条例制定ではないかと考えるのですが、いかがですか。3つ目、最後ですが、条例の中で精算金の請求とやらが書かれていますが、精算金は市が支払うべきことが原則で、請求などという文言はなじまないのではないかと思います。地権者の感情を逆なでするようなことにはならないか、何かよい解決には向かわないのではないかと考えますが、精算金についてご説明ください。

委員 長

それでは、午前中の審議をここまでとしまして、午後から質疑の答弁をいただくことにいたします。

それでは、これより休憩に入ります。再開は13時といたします。

休 憩 11:59

再 開 12:59

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の窪之内委員に対する答弁を求めます。

岡崎主査

窪之内委員のご質疑に回答させていただきます。

まず、1点目の土地区画整理事業の総事業費の想定額ですけれども、土地区画整理事業では3億9,000万円です。そのうち、市の負担の想定額が1億7,900万円です。ただし、それとは別に、西2号通で一部、半断面の施工を一般会計のほうで行わなければならない部分がありますので、その部分が別途4,500万円必要となりまして、合わせると4億3,500万円ということになります。

総事業費の中には、上下水道、整地、道路の整備が全て入っております。

2点目の事業を進める際の割合ですけれども、国庫補助金が46パーセント、市債が39パーセント、繰入金が7パーセント、保留地処分金が8パーセントで100パーセントです。

3点目の委託料の委託方式ですけれども、こちらに関しては全て地域限定型一般競争入札と考えております。

続きまして、青写真のできる時期ですけれども、平成26年度に仮換地の原案を作成しますので、その原案ができますと土地の配置や面積が決まりますので、

平成26年の末には青写真ができるものと考えております。

意見反映の場ですけれども、審議会の際に地権者の方から仮換地指定に関しては意見を伺いますので、そのときに意見を伺うこととしております。

4点目の審議会の役割と権限ですけれども、土地区画整理審議会の役割につきましては施行地区内の権利者の意見が事業に反映されて公正に事業が執行されるのを確保するというので、換地計画、仮換地指定及び保留地の決定に関する事項について権限を有します。その中で意見を聞かなければならない事項としましては、換地計画の作成または変更、換地計画に対する意見書の審査、また仮換地の指定です。審議会の同意を得なければならぬ事項としましては、保留地を定める場合や評価員の選任については同意を求めることとなっております。

続きまして、委員の定数についてですけれども、今のところ登記上借地権が設定されている土地がありませんので、8人全て宅地所有者になるものと考えておりますけれども、今後借地権の申告があれば選挙権、被選挙権を得ることができますので、その際の定数については、借地の所有者の総数と借地権者の総数との割合がおおむね比例するように定めることとしております。

続きまして、学識経験者に必要な知識と資格についてですけれども、審議会は施行者となる市の諮問機関として、施行者と施行地区の権利者との間に入ってその関係を調整し、事業の適正な運営に資するため、土地区画整理事業や都市計画事業などの経験を有する方で、資格については必ずしも有資格者でなければならないということはありません。選任については、市内外とも可であります。

続きまして、立候補者数が委員を下回った場合についてですけれども、立候補者数が委員を下回った場合は無投票で当選となりますが、欠員が委員の3分の1を超えた場合は補欠選挙を行うこととなります。

最後に、選挙の具体的な方法についてですけれども、選挙については土地区画整理法施行令に従って行いますけれども、選挙期日の公告から始まりまして、選挙人名簿を作成し、選挙人名簿の縦覧を行って立候補を受け付けて、投開票といった流れで行います。

窪之内

1番目の総事業費の規模と滝川市の費用負担が示されたのですけれども、上下水道、整地、道路、土地区画整理ができ上がったことを想定して、ここに含まれていないようなものはないと理解していいのか。例えば先ほど渡したメモとか街路灯の問題とかそういう話も、防犯灯や何かは町内会で立てることになるのですが、それではなくて公共として立てなければならないようなものも全部含まれていると理解していいのかということと、ここにかかった費用、西2号通分の4,500万円を除くのかどうか分からないのですけれども、土地区画整理事業に係った費用が今までの土地に対して土地の価格上昇に組み込まれていくのかと思うのですけれども、その価格上昇に組み込まれる額というのは全額なのか、その辺がよくわからないので、ご説明を願いたいと思います。

それと、2番目の市債39パーセントに対する交付税算入は全くないのか、それについてお伺いしたいと思います。

あと、条例に基づく第10条で聞いたのですが、借地権者がゼロということで、宅地所有者で審議会委員8人を選ぶということになると思うのですけれども、当初話し合ったときに宅地所有者の人数とかは出ていたのですけれども、土地

を誰かが買い占めているとか、そういうことで当初よりも宅地権者、所有者というのは売り買いがされていて人数が減ってきているというような状況があるのであれば、お伺いしたいと思います。

湯浅副主幹

最初に質疑がございました事業費の全額に含まれるものということで、先ほど説明したものが全額なのかというご質疑なのですが、そちらについては全て事業費として計上しているところでございます。その中で、ご心配されている交差点照明につきましては道路の整備の一つでございますので、そういったものはこの費用の中に含まれているということでございます。

それと、事業費の中で今後、具体的に申し上げますと多分保留地のことをお聞きになっているのかと考えておりますが、今現在は支出のほうだけの説明の中ですけれども、周囲のほうでは、今年度はございませませんが、27年度以降保留地の売却を進めますので、そういった保留地の資金というものが今後見込まれるということになってございます。

岡崎主査

市債の関係ですけれども、市債につきましては今の試算で大体1億5,200万円ほど見込んでおりまして、そのうち交付税バックとしましては2,400万円を見込んでおります。

土地の動きに関してですけれども、今のところ動きはありません。

窪之内

もう一点、保留地ができてきて売却しますよね、その価格というのは今までの土地価格よりも評価がぐっと上がってくるわけですよね、そういう価格の算定の基礎となるのは何からそういう価格を算定するのか、そういう事業費とかも含まれてくるのだと思うのですが、近傍の土地の価格ということも反映するのだと思うのですけれども、そのことをお聞きします。

湯浅副主幹

土地の評価につきましては、基本的には区画整理の場合は路線価方式による評価ということでございます。さらには、不動産鑑定とあわせて、それが適正かどうか、そういったことをチェックしながら、施行前、施行後の宅地全体の総評価を評価させていただくということになってございます。その上で、上昇した分の価格に対して、今現在見込まれているのが6,262万8,000円を見込んでございます。そのうち50パーセントを超える部分、約50パーセントでございすけれども、その部分を保留地として今のところ予定しているということでございます。ただし、こちらにつきましては、土地区画整理審議会で市民、地権者の意見を聞いた上で、同意を得た上で決まることになっていきますので、現在は予定ということでございます。

委員長

それでは、渡辺精郎委員に対する答弁を求めます。

湯浅副主幹

まず最初に、特別会計の設置の理由でございすけれども、今回は地権者の皆様から先ほど申し上げました減歩によりまして保留地を設けるということになってございます。そういったことから、事業会計を明確化するために地方自治法の第209条第2項により設置するものでございます。

それと、2番目、当該会計に1名分ということで、チーム滝川ではないのかというご質疑かと思っておりますけれども、そちらにつきましては会計上は1名ということで計上させていただいておりますが、実務的には都市計画室の担当としましてチーム滝川で実務を進めてまいりたいと考えてございます。

それと、3番目でございすけれども、当初は3億3,000万円が4億6,000万円になった理由についてということでございすが、先ほど窪之内委員のほうにご説明したとおりであります。事業費については4億6,000万円ではなく4億

3,500万円ということでご承知おきいただきたいと思います。

4番目でございますが、平成26年度の地方債1,530万円で、今後の残りの地方債は幾らかということですが、全体での地方債の予定額につきましては1億5,200万円を見込んでございまして、26年度を引きますと27年度以降の残りの地方債につきましては1億3,670万円ということで見込んでございます。

5番目でございます。議案第20号の施行条例についてでございますが、施行条例はなぜ設置するのかということでございますが、こちらにつきましては土地区画整理法第52条第1項に基づき、土地区画整理事業を市で進める場合におきましては進めるルールを明確化するために設置が義務づけられているものでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

それと、6番目、土地区画整理審議会の設置についてでございますけれども、こちらにつきましては市の施行の場合必ずしも地権者の同意を得ることが求められていないというルールがございますので、そういった中で地権者の意見を反映させるために土地区画整理審議会を設置して進めるものでございまして、決して市が強行に進めるための組織ではないということをご理解いただきたいと思ひます。

最後になりますけれども、精算金の支払いの関係についてでございますが、換地、土地が施行前、施行後で入れかわることによりまして価格に若干の差が生じる場合がございます。そういった価格の差が生じた場合におきましては、適正な評価を行った上で、その精算金が生じる場合においては市のこの特別会計を通じて徴収、交付がなされるという形になりますので、その辺は手続的な必要性ということをご理解いただきたいと思ひます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

質疑の留保もなしということで確認してよろしいでしょうか。

(「留保あります」と言う声あり)

渡 辺

1番と3番を留保したいと思ひます。ぜひ市長に聞いてみたいと思ひます。

(何事か言う声あり)

渡 辺

それは、答弁はありましたけれども、これは担当としての答弁でございます。

委員長

渡辺精郎委員、今番号で言っていたいたのですけれども、番号のところの内容を若干簡単にまとめて、もう一度お願いします。

渡 辺

1番目、特別会計を設置する理由です。先ほどありましたけれども、これは地権者とか保留地があるからということですが、そういうものがあるところにこの事業を起こすことが問題ではないかと、このように思ひますので、留保したいと思ひます。

3番目、3億3,000万円、それが4億3,500万円に膨らんだことについては、担当ではなくて、そういう約束を変えたということではやっぱり市長から直接聞きたいと思ひますので、この2点お願いします。

委員長

渡辺精郎委員、今2件の質疑の留保ということでもありますけれども、再度ご答弁があるようなのですけれども、もう一度ご答弁いただくということでもよろしいでしょうか。

渡 辺

はい。

委員長

それでは、所管のほうから答弁願ひます。

湯浅副主幹

1番目の特別会計の設置の理由につきましては、先ほど申し上げたとおり、保

留地を設けるため、事業会計の明確化を図るために地方自治法第209条第2項により設置するものであって、全国的に見ても保留地を設ける場合については設置しているということになってございますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、3番目でございますが、予算の規模につきましては代表質問のほうで既に市長のほうからその理由について説明をしたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 今所管のほうから答弁いただきましたが、渡辺精郎委員、特に3番目は清水議員の質問で市長がもう答弁済みでありますので、これをさらに留保されますか。

1番目につきましても、質疑はさらに留保されますか。

渡辺委員 はい、これは市長の口から答弁願いたい。

委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 13：25

再 開 13：26

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

渡辺精郎委員の2点の留保の中で3番目は留保なしということで、1番目は留保したいということなのですが、この留保に関してほかの委員からご意見をいただきたいと思います。ご意見ある方おられますか。

荒木委員 1番目なのですが、法律に基づいて設置をするとおっしゃられているので、それは同じ答弁になることはもう明快で、あえて市長に質疑する理由がわかりません。

委員長 渡辺精郎委員、今荒木委員が言われましたように、1番目につきましては答弁の中で法に基づく設置というのが必要であるという所管からのご答弁でもありました。それをさらに市長に対して質疑を留保されるという意味がわからないのですけれども、渡辺精郎委員、何かございますか。

渡辺委員 最高責任者から聞いたほうがよろしいということでございます。

(「問題点を言って、問題点がわからない」と言う声あり)

渡辺委員 私が考える問題点、必ず特別会計をつくらなければいけないところは、やはり極めて問題があると私は思っていますから。

委員長 渡辺精郎委員、今1番目の答弁の中でもあったように、市長に確認をとるということにおいても、今荒木委員も所管の方も言われましたように、この特別会計を設置しなければならないということは法の中において義務づけられているというご答弁もありまして、これを市長にさらに求めるということの意味が理解できないのですが、もう一度、もし留保されるのであれば、明確な質疑の留保の理由を述べてください。

渡辺委員 1番目は何としても、もちろん法律に基づいていることはわかりますし、保留地が云々ということもわかりますけれども、特別会計をそもそも設けるか設けないかということは、やっぱりそれは審議の対象なり意見のほうの自由だと思います。だから、それはこの特別会計を設置しなければいけないという人たちは法律に基づくのは当然であります。けれども、この事業が無駄ではないかと、とんでもないのではないかと、そういう人は特別会計は要らないのではないかとということだってあるわけです。だから、そういう意味において最高責任者にこの特別会計設置、その意義をたださなければいけないと、これは何としても残ると思います。1番目については残したいと思います。よろしくお願いま

す。

委員 長
窪 之 内

今の渡辺精郎委員の説明に対して何か意見ございますか。

今の渡辺精郎委員の意見を聞いていると、特別会計を設けるかどうかではなくて、この事業をやるかどうかの疑義の問題だと、それを市長に聞きたいのだというのが真意だと思うので、それであれば特別会計云々ではなくて、質疑の留保についてはこの事業をやる必要性なりで問うたほうがいいのではないかと感じます。

委員 長

渡辺精郎委員、1番目の質疑の留保につきまして今窪之内委員から意見が出ましたけれども、再度このことについて質疑の留保をされますか。

渡 辺

します。それは、特別会計ばかりではなくて、それこそ後のほうの施行条例も本来であれば同じなのですが、施行条例だって同じことになるのですが、答弁のほうがよくだったので、そこのほうは留保しないということであって、特別会計については何としてもやっぱり市長に説明をしてもらいたいと思います。

委員 長
渡 邊

ほかに意見ございますか。

議案第14号は会計の条例であって、議案第20号は施行条例、ここの意味を十分理解しないと、渡辺委員の言う1番目で言っている部分は全然当てはまっていないのです。これをどういうふうに留保すると明確に答えないと、とてもでないけれども、やっていけないのではないかなと思います。

委員 長

渡邊龍之委員からこのように意見が出ましたけれども、渡辺精郎委員何かございますか。

渡 辺

第20号、施行条例は、討論のほうで申し上げます。したがって、特別会計は最高責任者の答弁を求めたいと思います。

委員 長
窪 之 内

ほかに意見ございますか。

1番目で何を言いたいのかよくわからないのですが、もう特別会計で審議しているのだから、特別会計そのものはもう特別会計になっているのです。そうではないと理解していいのですか。

(「議案で出ている」と言う声あり)

窪 之 内

第14号の特別会計条例ね。それで、渡辺委員の言うのは、さっきも言っているように特別会計を設置する理由だけを市長に聞きたいのですか。それであれば多分市政執行方針とか何かの中で市長は述べているような気がするのです。私もはっきりそうだとしないし、議案の説明の中で議運か何かのときとかでも述べているような気がしているのですけれども、特別会計を設置する理由だけを市長に本当に聞きたいのですか、改めて確認します。

委員 長

それでは、渡辺精郎委員、質疑の留保をする、しないという結論ではなくて、質疑の留保をもしするとすれば、その内容を明確にもう一度述べていただけますか。

渡 辺

特別会計ということで条例等、こちらのほうの施行条例も大事なのですけれども、この土地区画整理事業をやるには、そういう施行条例よりも会計予算とか、そういうことでは資金の問題だと思っております。したがって、特別会計というものはやっぱり何かと問題になるのではないかと、一般会計でよいのではないかと考えていますから、したがってこんな余分な特別会計などをつくらなくても何とかやれるような方法を考えたほうが良いということ、これを主張したいので、討論のほうで申し上げますが、市長に必ずそこを述べてもらいたいと思っております。

委員長 渡辺精郎委員、わかりました。今の内容を聞いていまして、特別会計を設置する理由と意義ということでの質疑の留保ということによろしいのでしょうか。

渡辺委員 そうです。

委員長 わかりました。

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、質疑の留保につきましては、渡辺精郎委員より特別会計を設置する理由と意義についての1件ということで確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、質疑の留保を1件といたします。

以上をもちまして議案第6号及び関連議案第14号、第20号の質疑を終結いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

次回は3月17日月曜日午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした

散 会 13:38